

令和8年度 雲南市中小企業信用保証料補助金

■事業内容

	補助内容<補助対象者>	補助率・限度額
一般枠	<p><概要> 事業資金の借入の際、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成。</p> <p><対象者> (1)中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者 (2)市内に住所又は所在地を有し、かつ、市内で事業を営んでいる者</p> <p><対象となる融資> (1)島根県中小企業制度融資 (2)商工団体提携保証「輪」 ※「輪」における補助の対象は、貸付形式が「証書貸付」のみ。 (「当座繰越(カードローン)」は対象外。)</p>	<p>■補助率 10/10</p> <hr/> <p>■補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 10万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20万円</p>